

企業主導型保育事業「保育所モナミこども園」

共同利用のご案内

企業主導型保育事業とは、平成 28 年度に内閣府が開始した子育て家庭を応援する企業を助成する制度です。企業が従業員のために保育施設を設置したり、地域の企業が共同で保育施設を運営すると、助成を受ける事ができます。ただし、企業主導型保育所として助成を受けるためには、公益財団法人児童育成協会の厳しい審査を受けることが必要で、認可保育園並みの設置基準、安全性、経営健全性などが求められます。当施設は平成 31 年 2 月より助成決定を受けて開園しました。

○社会保険加入事業者であれば利用できます。

社会保険加入事業者の従業員（パート従業員も含む）のお子様をお預かりすることができます。（※企業主導型保育事業は社会保険加入事業者が社会保険の支払い時に負担している「子ども子育て拠出金」を財源としているためです）正社員の方も、パートで働いている方のお子様も入園することができます。実際に保育園を利用される従業員様には「就労証明」のご提出をお願いしております。また、連携企業様の従業員の方は「従業員枠（連携企業枠）」として、全定員の 50%まで優先的にお預かりすることができます。

○連携保育園があることで以下のお悩みを解決できます。

- ・色々とところに求人広告を出してもあまり反応がない。
- ・企業イメージをアップさせたい。
- ・育てたスタッフが出産を機に辞めてしまう。
- ・女性スタッフが活躍できる環境を作りたい。
- ・育休のスタッフが子どもを預けられず復帰できない。

連携企業になるメリット

○働く女性をサポートできます

女性の従業員が結婚、妊娠、出産、子育てというライフステージにおいて、保育園に関する悩みを抱えることなくお仕事が続けられ、従業員が抱える「保活問題」も解消へ導きます。それに加え、連携企業の従業員様の保育料は、地域枠でご利用の料金から割引の料金設定とさせていただきます。

○人材を確保できる、採用力を強化できる

求人広告や自社のホームページなどで「連携保育所」があることをアピールすることができます。保育園にお子様を預けることができれば働くことができる女性、将来出産後も働き続けたい女性など、より広い層に貴社の魅力を伝えることができます。

○企業イメージの向上

従業員を大切にする姿勢が評価され、企業としての魅力がさらに増します。子育てに優しい企業イメージ、地域貢献を果たす企業イメージ、待機児童など社会問題に取り組む企業イメージ、貴社のお客様の幅も広がる可能性があります。また、地域の子どもの明るい将来のために社会的責任を果たす企業、地域にお住いの方たちから支持される企業を目指すことができます。

○従業員の定着率アップ

優秀な従業員が、出産・育児で離職してしまうのは大きな損失です。新たな人材を確保するにも、時間と経費がかかります。しかし、連携保育施設があれば、出産後の社会復帰もスムーズにでき、優秀な人材を確保・定着させることができます。

よくある質問

○「保育所モナミこども園」と連携することによるメリットは何ですか？

従業員への福利厚生が充実しています。保育の対象となるお子様を持つ従業員の勤務状況に合わせた、フレキシブルな保育をいたします。また、貴社の求人募集の際などには「連携保育施設あり」と記載できるアドバンテージもあります。

○会社が負担する金額はどれくらいですか？

基本的に連携企業様の負担はありません。契約時に連携料その他の名目で、初期費用を頂くことはありません。また、保育料等をお支払い頂くのは保育園を利用する親御さんである貴社の従業員様になります。

※従業員様が払うべき保育料の一部または全部を、育児支援のため会社が負担する場合は、その金額が貴社の負担額となります。

○認可保育園とは違うのですか？

位置づけは認可外保育施設となりますが、職員の人数や施設等は認可保育園と同等もしくはそれ以上と規定されています。

○保育料が他の保育園と比べて安いようですがなぜですか？

運営に対し国から助成金がでます。地域行政を通さないため、保育料のほか開園時間や休日も運営者が自由に決められます。利用して頂く従業員の皆さまの負担を軽減するため保育料は比較的低めに設定させていただきました。決して職員や設備等が劣っている訳ではありませんので、ご安心ください。

○子どもを預けている従業員が退職した場合はどうなりますか？

連携企業に勤務している方以外のお子様は「地域枠」でのお預かりとなります。「企業枠」でお預かりしているお子様も利用者様が退職した場合は保護者の引き続きの保育のご希望により地域枠に移って頂くことになります。

※地域枠に空きがない場合はお預かりすることができません。

企業主導型保育施設「保育所モナミこども園」共同利用契約書

(以下「甲」という)と株式会社学童社(以下「乙」という)は企業主導型保育施設(以下「保育所」という)の共同利用について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、保育所において保育事業者設置型の企業主導型保育事業を行う乙が、甲の従業員に従業員枠を利用させるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(保育所の所在地及び名称)

第2条 保育所の所在地は、神奈川県足柄上郡開成町みなみ3-2-1とす。

2 保育所の名称は、「保育所モナミこども園」とする。

(保育所の設置目的及び利用者)

第3条 保育所は甲及び乙、並びに乙と共同利用契約を交わしたその他法人の従業員の福利厚生を目的として設置される従業員枠の他、地域枠を設けるものとする。

- 2 従業員枠の利用者は、甲及び乙、並びに乙と共同利用契約を交わしたその他法人の従業員とする。
- 3 保育所の定員18名のうち、半数以上を従業員枠とし、原則として地域枠は定員の50%を超えないものとする。
- 4 乙は正当な理由なく入所申込みを拒絶したり、特定の共同利用契約者を優先して受け入れたりはしない。
- 5 保育所への乳幼児の入所申込みは先着順で受け付けるものとする。
- 6 甲の従業員が利用できる従業員枠は、原則1名とする。ただし、入所を希望する月に従業員枠の空きがある場合は2名以上利用することができる。

(保育所の設置と運営について)

第4条 保育所の設置運営に関する一切の責任は乙が負う。

- 2 甲は保育所の設置運営に関する一切の責任を負わず、設置費ならびに運営費を一切負担しない。
- 3 甲は、甲の従業員による保育所の利用者負担額の滞納を含む、甲の従業員及びその監護する児童の責に帰すべき事由によって乙に発生したいかなる損害に対する賠償責任も負担しないものとする。

(保育所の保育内容、安全対策、守秘、その他運営に関わる事項の実施方法)

第5条 乙は、保育所における保育サービスの内容及び安全対策、機密保持及び個人情報の取り扱い、その他保育所の運営に関する一切の事項につき、児童福祉法を初めとする関連諸法令の定めに従い、乙の責任においてその実施方法を定め、適正に実施するものとする。

- 2 前項の実施方法の具体的な内容については、別途利用者に交付する重要事項説明書及び附属書類によって甲及び利用者たる甲の従業員に通知するものとする。

(利用者負担額の支弁)

第6条 従業員枠で入所した者の利用者負担額は、地域枠で入所した者の利用者負担額から1割を減じたものとし、利用者たる甲の従業員が直接、乙に支払うものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了までに甲、乙のいずれからも相手方に対する書面による契約終了の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 甲、乙いずれの責にも帰することのない不可抗力によって本契約の継続が不可能となった場合、本契約は当然に終了する。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、本契約の当事者たる相手方の経営に反社会的勢力が関与していると認められた場合、何らの催告を要せずに即時本契約を解除できる。

(合意管轄)

第9条 本契約に基づいて発生した一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 本契約書に定めのない事項については、甲、乙間の協議に基づいて決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

〈共同利用法人〉(甲)

住所
法人名
代表者

〈設置運営法人〉(乙)

住所 神奈川県足柄上郡開成町延沢 736
法人名 株式会社学童社
代表者 代表取締役 串田亮子 印